

令和5年4月以降の自己負担上限額の変更がある場合について

所得の変更や加入保険の変更により自己負担上限額の変更があった場合、これまでは、患者様の住所地を管轄する保健所にて変更届兼変更申請書及び市町村民税（非）課税証明書等の所得状況が確認できる書類を提出していただき、その場で特定医療費（指定難病）受給者証（以下、受給者証という。）及び指定難病特定医療費自己負担限度額管理手帳の自己負担上限額の欄を書き換えることで対応しておりました。

令和5年4月以降はマイナンバーを活用した情報連携の開始等により、自己負担上限額の変更がある場合は、新たに算定された自己負担上限額を記載した受給者証を交付することとし、お手元に新しい受給者証が届くまでに医療機関等で特定医療費の支払いがあった場合は以下のとおり取り扱うこととしますので、患者様及び指定医療機関の皆様には御協力のほどよろしく申し上げます。

○自己負担上限額が低くなる場合

自己負担額の変更申請をした日の翌月1日から新たに算定された自己負担上限額が記載された受給者証が交付されるまでの間に、患者様が古い自己負担上限額で医療機関に支払った特定医療費との差額については、患者様からの申請により県（保健所）から還付します。

還付の手続きの詳細は千葉県ホームページに記載されている

「指定難病医療費助成制度の療養費申請（還付請求）」

のページを御参照ください。

○自己負担上限額が高くなる場合

自己負担上限額の変更申請をした日の翌月1日以降に受診した医療機関に自己負担上限額の変更となる可能性がある旨を伝えていただき、新たに算定された自己負担上限額が記載された受給者証が交付された後、本来であれば医療機関に支払うべき自己負担額（古い自己負担上限額との差額）を医療機関に支払いをお願いします。

○指定医療機関の皆様へ

令和5年4月以降、新たに算定された自己負担上限額が以前の自己負担上限額よりも高くなる場合、新しい受給者証が交付されるまでは古い自己負担上限額で特定医療費の支払いをしていただくこととなります。

自己負担上限額については個人情報となるため、電話等で新たに算定された自己負担上限額をお伝えすることはできません。

大変御迷惑をおかけしますが、「○自己負担上限額が高くなる場合」で記載したとおり、新たに算定された自己負担上限額が記載された受給者証が交付された後に古い自己負担上限額との差額を患者様へ請求していただくために医療機関の皆様と患者様の間で調整していただくようお願いします。